

2012年10月12日 全6頁

排出量取引マーケットレポート 2012.10.12

欧州連合と中国が排出量取引制度などで協力

環境調査部 大澤 秀一

[要約]

■ マーケットサマリー (2012/9/14~2012/10/11)

底堅く動くも、トロイカとギリシャ政府の協議の進捗を懸念して上値の重い展開

■ 関連トピック

■ 欧州連合と中国が排出量取引制度などで協力

第15回EU-中国サミット(ブリュッセル)の成果の一つとして、欧州委員会のアンドリス・ピエバルグス開発担当委員と中国商務部の陳徳銘部長は、環境、都市化、気候変動の課題に協力して対処するための資金援助協定に調印した。今回の注目点は排出量取引制度の設計・実施が含まれていることである。EUはEU-ETSのグローバル化の一環として中国を取り込み、中国は国内排出量取引を2015年までに国家レベルで整備し、排出量の削減努力を世界にアピールしたい狙いがある。

■ 第18回気候変動枠組条約締約国会議(COP18)に向けた政府戦略

2012年11月26日~12月7日までの予定で、第18回気候変動枠組条約締約国会議(COP18、ドーハ)が開催される。日本はカナダやロシアとともに京都議定書第二約束期間への不参加を決めており、2013年以降の移行期間における取り組みを議論する作業部会と、2020年以降の枠組を議論する作業部会が重要になる。日本がこれまで自主的に進めてきた「二国間オフセット・クレジット制度」と、2020年に向けた日本の中期目標の取り扱いが注目される。

■ 地球温暖化対策税(環境税)が導入される

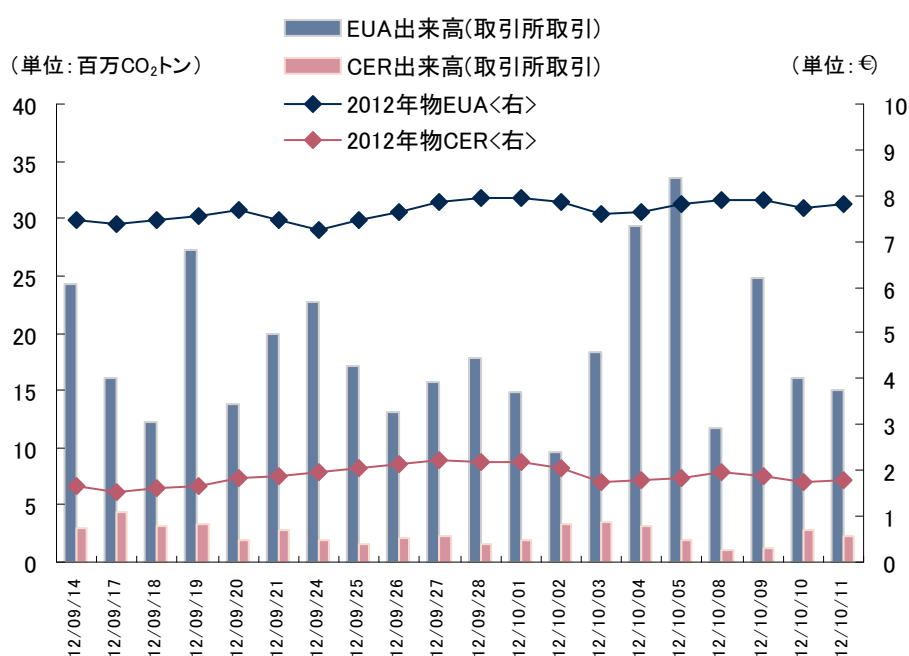
2012年10月1日、環境税として「地球温暖化対策のための税(地球温暖化対策税)」が導入された。「地球温暖化対策税」は、2012年7月1日に始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」や、現在検討されている「国内排出量取引制度」と合わせて、地球温暖化対策の主要3施策と政府が呼んでいるものの一つである。複数の施策をパッケージ化することで、相乗効果の創出が期待されている

マーケットサマリー (2012/9/14~2012/10/11)

底堅く動くも、トロイカとギリシャ政府の協議の進捗を懸念して上値の重い展開

- ・ EUA は期間中、底堅く動いたが、9月21日にギリシャの追加緊縮策をめぐるトロイカ（欧州連合（EU）、欧州中央銀行（ECB）、国際通貨基金（IMF）の合同調査団）がギリシャ政府との交渉を一時休止するとの報道などを受けて一時反落した。その後、一旦値を戻したものの、10月2日、トロイカとギリシャ政府の再協議の合意が週内には困難と伝わると再び上値の重い展開となった。EUA 価格は€8をやや下回ってこの期間を終えている。

図表1 ICEにおける直近のEUA/CER価格および出来高



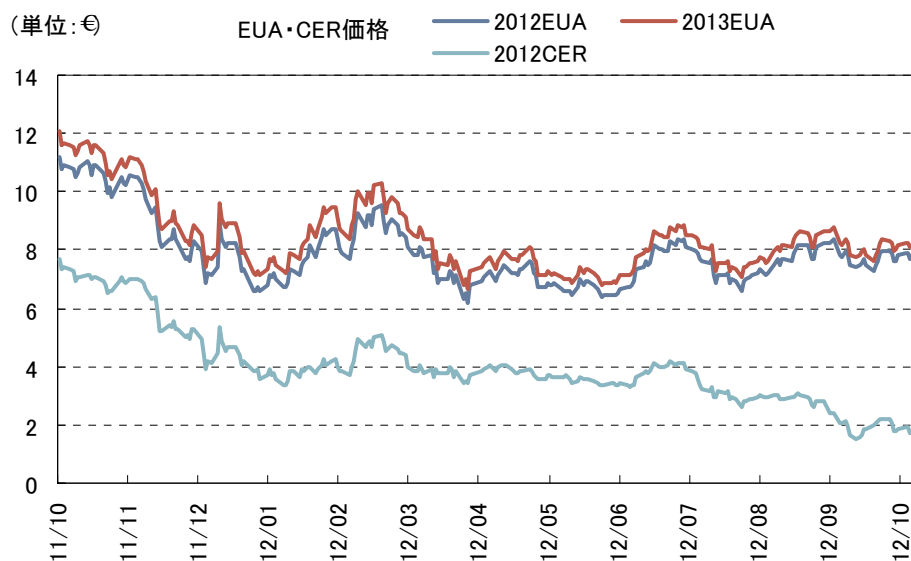
(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表2 EUA/CER 取引価格 (1トンあたり)

取引所取引	先物取引	2012/9/14~2012/10/11 価格(単位:€)		
		高値	安値	終値(2012/10/11)
CDM(CER)	2012年12月限	2.30	1.43	1.77
CDM(CER)	2013年12月限	2.50	1.73	1.96
EU-ETS(EUA)	2012年12月限	8.11	7.16	7.81
EU-ETS(EUA)	2013年12月限	8.47	7.51	8.15
EU-ETS(EUA)	2014年12月限	8.99	8.03	8.59

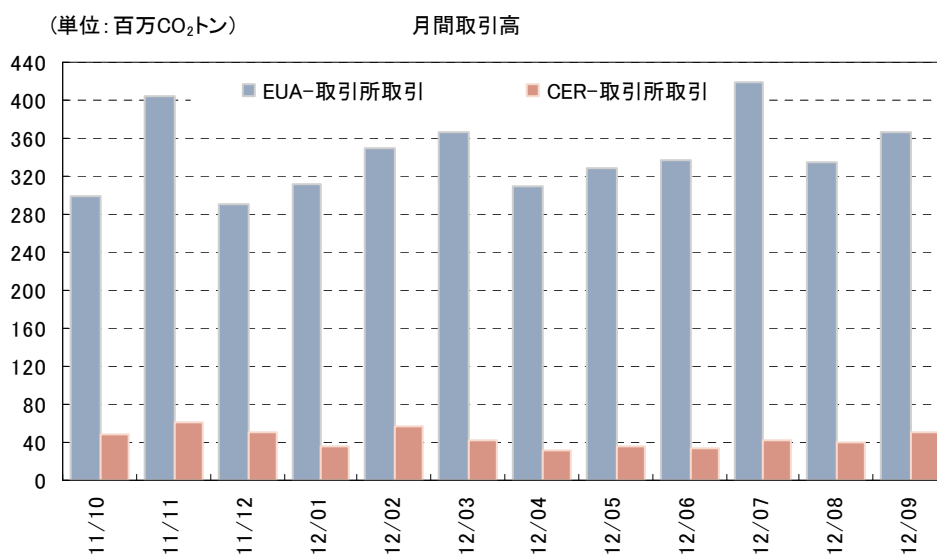
(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

<用語解説>

- ◆EU-ETS (EU-Emission Trading Scheme): EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance): EU-ETS における初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism): クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction): 国連に認証された排出削減量 (CDM により発行されるクレジット)

関連トピック

■ 欧州連合と中国が排出量取引制度などで協力

第15回EU-中国サミット（ブリュッセル）の成果の一つとして、欧州委員会のアンドリス・ピエバルグス開発担当委員と中国商務部の陳徳銘部長は、環境、都市化、気候変動の課題に協力して対処するための資金援助協定に調印した¹。欧州は中国に対して今後4年間で総額2,500万ユーロを拠出し、1) 排出量取引制度、2) 持続可能な都市化、3) 環境持続可能性、に関する3つのパイロット・プロジェクトを実施し、技術支援や人材育成、ベストプラクティスやノウハウの交換等を行う。

EUと中国は、第8回中国-EUサミット（北京）で「気候変動パートナーシップ」を共同宣言²して以来、繰り返し両者の関係強化をアピールしてきた。今回の注目点は排出量取引制度の設計・実施が含まれていることである。EUには、世界最大の排出量取引市場に成長したEU-ETS³のグローバル化を目指して世界最大の二酸化炭素排出国の中国⁴を取り込みたい思いがある。一方、中国には国内で導入を始める排出量取引を2015年までに国家レベルで整備し、排出量の削減努力を世界にアピールしたい狙いがある。

中国はここ数年、相次いで排出量に関する政策を打ち出している。中国国家発展改革委員会（NDRC）は2010年7月19日に5省8市（広東省、遼寧省、湖北省、陝西省、雲南省、天津市、重慶市、深圳市、廈門市、杭州市、南昌市、貴陽市、保定市）を「低炭素パイロット開発地域」に指定し、GHG削減対策の実施と排出量データの提出を義務付けた⁵。また、NDRCは2011年10月29日、2省5市（北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深圳市）において「炭素排出量取引のパイロット事業」の実施を発表した⁶。2013年から導入を始め、2015年までには国家レベルで導入される計画である。

協定に基づく支援を受けて排出量取引などが計画通りに進めば、中国は排出量削減に正面から取り組む責任ある大国として信用を得ることになるだろう。また、将来、排出量の取り扱いでEU-ETSと連携することになれば、排出量価格の決定に影響を及ぼしてくることも予想される。

¹ 欧州委員会プレスリリース（2012年9月20日）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/12/989&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

² 欧州委員会プレスリリース（2005年9月2日）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/298>

³ EU-ETSは2011年の世界の排出量取引量の約77%、取引額の約84%を占める。詳細はCarbon Finance at The World Bankの報告書“STATE AND TRENDS OF THE Carbon Market 2012”

http://siteresources.worldbank.org/INTCARBONFINANCE/Resources/State_and_Trends_2012_Web_Optimize_d_19035_Cvr&Txt_LR.pdf に記されている。

⁴ 中国は世界最大の二酸化炭素排出国で、2009年の排出量は6,877百万トン（総量の約23.7%）とされている。詳しくは、IEAの年刊物“CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION HIGHLIGHTS 2011 EDITION”

<http://www.iea.org/co2highlights/co2highlights.pdf> に記されている。

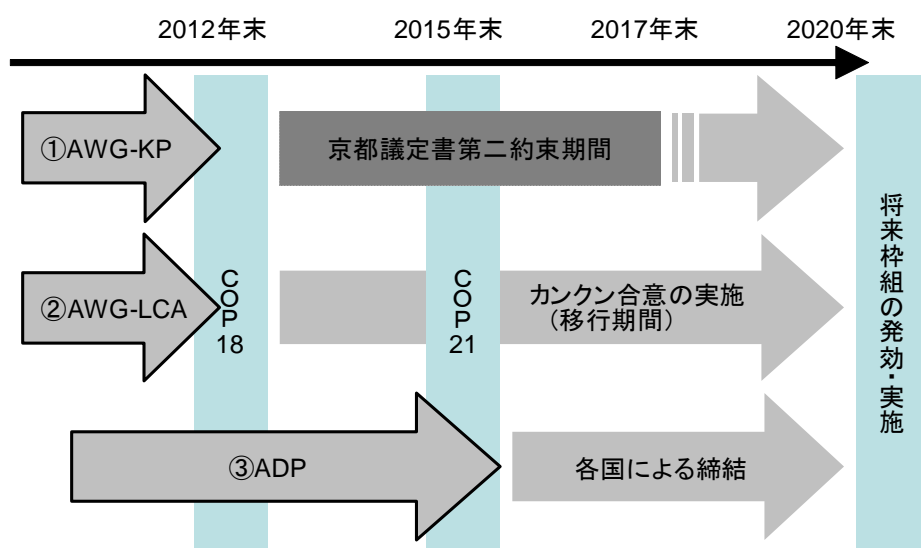
⁵ NDRCウェブサイト http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2010tz/t20100810_365264.htm

⁶ NDRCウェブサイト http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20120113_456506.htm

■ 第 18 回気候変動枠組条約締約国会議（COP18）に向けた政府戦略

2012 年 11 月 26 日～12 月 7 日までの予定で、第 18 回気候変動枠組条約締約国会議（COP18、ドーハ）が開催される。国際交渉の場となる作業部会は大きく 3 つある。①京都議定書第二約束期間に関する議論を行う作業部会（AWG-KP⁷）、②2013 年以降の移行期間における取り組みに関する議論を行う作業部会（AWG-LCA⁸）、③2020 以降の枠組（将来枠組）に関する議論を行う作業部会（ADP⁹）、である（図表 5）。

図表 5 将来枠組に向けた道筋



（出所）経済産業省の資料を元に大和総研作成

①AWG-KP では、複数の先進国が参加を見送る中、ほぼ孤立する形となった欧州諸国が核となって京都議定書改定の議論が進められるとみられている。2013 年から始まる見込みの京都議定書第二約束期間を 2017 年までとするのか、あるいは 2020 年までとするかも決めることになっている。日本はカナダやロシアとともに京都議定書第二約束期間への不参加を決めており、②および③が、国益としてより重要な課題となる。

②AWG-LCA ではカンクン合意（カンクンで開催された COP16 の合意内容）に沿って、各国の削減目標や行動を相互にレビューし、途上国支援や新たな市場メカニズムの仕組みについて議論が行われる。日本は自主的な取り組みとして 2010 年度からアジア地域を中心に F/S（実現可能性調査）を実施してきた「二国間オフセット・クレジット制度」の構築に向けた取り組みを加速させ、2013 年前半から制度構築に向けた実証事業をインドネシアやベトナムなどで開始すべく政府間協議を始めている。同制度は欧州でも高い評価を得ており、新たな市場メカニズムと

⁷ AWG-KP (Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol): 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会

⁸ AWG-LCA (Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention): 条約の下での長期協力行動を議論する特別作業部会

⁹ ADP (Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action): 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

して適切に位置づけられるよう、国連が基本原則を確立して報告制度を提供することや、各国が国ごとに分散管理制度を導入することを AWG-LCA で提案し議論を行う。

AWG-LCAでは、各国の 2020 年に向けた中期目標の公式化を求める動きも予想されている。日本は「革新的エネルギー・環境戦略」¹⁰を踏まえて、年末までに 2013 年以降の地球温暖化対策の計画を策定することとなっている。この計画の策定に向けた検討と併せて、前提条件付き 25% の削減目標については、国際交渉に与える影響に留意しながら慎重に検討する方向になっている¹¹。

③ADPでは、2012 年前半までに作業計画を立て、2015 年までのできるだけ早い時期に、すべての国に適用される将来の法的枠組みの合意を目指す議論が行われることになっている。COP17 以降の国際交渉でも、途上国の参加を主張する先進国に対し、途上国はこれまで通り、共通だが差異ある責任¹²や歴史的責任を根拠とした反論を主張し続けている状況を鑑みると、COP18 では交渉の場が整ったことだけがアナウンスされて終わる可能性もあると指摘されている。

■ 地球温暖化対策税（環境税）が導入される

2012 年 10 月 1 日、環境税として「地球温暖化対策のための税（地球温暖化対策税）」が導入された¹³。今回導入された「地球温暖化対策税」は、2012 年 7 月 1 日に始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」や、現在検討されている「国内排出量取引制度」¹⁴と合わせて、地球温暖化対策の主要 3 施策と政府が呼んでいるものの一つである¹⁵。複数の施策をパッケージ化することで、相乗効果の創出が期待されている¹⁶。

¹⁰ 国家戦略室ウェブサイト (http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf)

¹¹ 2009 年 9 月 22 日、国連気候変動首脳会合において、鳩山総理は公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提とした上で、我が国の中期目標として 2020 年までに 1990 年比 25%削減を目指す旨を表明した。

¹² 大和総研ESG用語解説「共通だが差異ある責任」

(http://www.dir.co.jp/souken/green/keyword/126_common_but_differentiated_responsibilities.html)

¹³ 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策のための税の導入」(<http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>)

¹⁴ 環境省地球温暖化対策課市場メカニズム室「国内排出量取引制度について」

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/capandtrade/about1003.pdf>)

¹⁵ 内閣提出の地球温暖化対策基本法（衆議院で閉会中審査（継続審議）中）

¹⁶ 大和総研ESGニュース「地球温暖化対策税（環境税）」

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/esg/esg-news/12100501esg-news.html>)